

由利地域周遊旅行商品助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利地域観光推進機構（以下、「機構」という。）が、由利本荘市及びにかほ市（以下、「由利地域」という。）へのさらなる観光誘客を促進するため、周遊性に配慮された旅行商品の造成・販売を行う事業者に対し、その経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この助成金の名称は「由利地域周遊旅行商品助成金」（以下「助成金」という。）とする。

(助成対象事業者)

第3条 この助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、本地域への旅行商品を主催または手配する旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき第1種、第2種、第3種及び地域限定の旅行業登録を受けた者をいう。）とする。

(助成対象となる旅行商品)

第4条 この助成金の対象となる旅行商品は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 由利地域を主たる目的地とし、由利地域の各市観光施設等を1か所以上ずつ周遊する旅行商品であること。
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第4項に規定する「企画旅行契約」に基づく「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」であること。
- (3) 送客人員が10名以上の旅行商品であること。（乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース）
- (4) 由利地域内の周遊には貸切バスを利用すること。
- (5) 秋田県、にかほ市及び由利本荘市の公的助成を受けていない旅行商品であること。

(助成対象経費及び助成金額)

第5条 助成対象経費は、利用する貸切バス料金（税抜）とする。

2 助成金額は、貸切バス1台あたり下表のとおりとし、1つの旅行商品につき2台までを上限とする。ただし、1台あたりの貸切バス料金（税抜）が下表の助成金額を下回る場合は、実費額での助成とする。

区分（商品内容）	助成金額（1台あたり）
日帰り商品	3万円
宿泊を伴う商品（由利地域以外に宿泊）	
宿泊を伴う商品（由利地域内に宿泊）	5万円
宿泊を伴う商品 （三大都市圏を出発し、由利地域内に宿泊）	7万円

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象事業者（以下、「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に旅行商品の内容が明記された企画書又は行程表等を添えて、機構会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 会長は、助成金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは助成金の交付を決定し、申請者に助成金交付決定通知書（様式第2号）を通知する。

（申請者の責務）

第8条 申請者は、助成金を活用する旅行商品において、募集型企画旅行については、パンフレット、チラシ及びインターネットホームページ等の広告媒体、受注型企画旅行については、発注者に提出した企画書及び最終行程表において、「協力：由利地域観光推進機構」と表記しなければならない。

（申請内容の変更）

第9条 申請者は、交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、助成金変更承認申請書（様式第3号）を速やかに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の内容変更等を承認したときは、助成金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（申請の取下）

第10条 申請者は、交付決定を受けた旅行商品を中止する場合及び第4条第3項に規定した送客人員を下回る場合は、申請取下書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（実績報告及び助成金の請求）

第11条 申請者は、当該旅行商品が完了したときは、旅行商品実績報告書（様式第6号）及び助成金請求書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

（1）最終行程表（受注型企画旅行にあつては、「協力：由利地域観光推進機構」と記載のあるもの）

（2）景勝地に立ち寄る場合は、当該旅行商品での利用がわかる写真

（3）観光施設等利用証明書（様式第7号）の写し

（4）由利地域内での宿泊を伴う旅行商品にあつては、宿泊証明書（様式第8号）の写し

（5）募集型商品にあつては、募集に際してのパンフレット、インターネットホームページの写しなどの広告物（「協力：由利地域観光推進機構」と記載のあるもの）

（6）貸切バスを利用したことがわかる運送引受書（写）などの書類

（7）旅行出発日ごとに立ち寄り観光施設等が異なる旅行商品にあつては、送客実績表（旅行出発日ごとに利用した観光施設や宿泊施設及びそれらの利用人数がわかるもの）

（助成金額の確定及び交付）

第12条 会長は、前条の規定により、実績報告書及び助成金請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の取り消し）

第13条 会長は、実績報告の内容を確認し、助成金の執行方法が不相当と認められるときは、助成金の交付決定の取り消し及び返還を命ずることができる。

（関係書類等の保存）

第14条 申請者は、助成金にかかる帳簿及び関係書類を整備し、当該旅行商品完了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（暴力団の排除）

第15条 第6条の規定による申請があった場合において、申請者が秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者（以下、「暴力団員等」という。）に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。

2 会長が第7条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が暴力団員等に該当することが明らかになったときは、助成金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、第12条の規定により既に助成金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

（立入検査等）

第16条 会長は、執行の適正を期すため、必要があるときは申請者に報告させ、又は申請者の事務所に立ち入り関係書類等を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

（助成金の終了）

第17条 当該年度における予算額に達した場合は、その時点でこの助成金を終了する。

（その他）

第18条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年6月15日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。